平成２５年（フ）第２８号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘２丁目17番24号　フレグランス松ヶ丘Ｂ棟101号
債務者　水嶋　智之
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第８号
静岡県伊豆の国市古奈346番地の２
債務者　荒川　正人
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３９号
札幌市豊平区平岸４条14丁目４番38―405号
債務者　渡邊　泰彦
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１２号
札幌市北区麻生町１丁目３番24号
債務者　比田勝まるみ
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１号
北海道爾志郡乙部町字栄浜42番地
債務者　能登　伸樹
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２５年（フ）第３２号
埼玉県所沢市こぶし町31番10号　向山コーポフタカミ203、前住所埼玉県所沢市若松町1053番地の２
債務者　衣非　久幸
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５４号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保750番地１　プロスペラーレ101号
債務者　佐藤　健治
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６号
三重県松阪市下村町890番地17　下村フラット205号室
債務者　石津　純一
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第５１５号
茨城県つくばみらい市西ノ台24番地３、申立前の住所新潟県新発田市大栄町４丁目４番11号、申立時の住所新潟市東区有楽２丁目14番地２　グリーンパーク105
債務者　由井　敦美
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８２号
新潟市中央区鳥屋野１丁目13番19号　ベロウ鳥屋野101号室、住民票上の住所新潟県長岡市六日市町1278番地２
債務者　野澤　友美
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８４号
新潟市西区新通1711番地１　シャルマン101号
債務者　鈴木久美子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７号
新潟市西区真砂４丁目11番41号　エクセール真砂Ｂ202号
債務者　杉田富美恵
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６９号
兵庫県三木市別所町朝日ケ丘35番地の111
債務者　朝井　恵美
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第７０号
兵庫県三木市別所町朝日ケ丘35番地の111
債務者　朝井なりこ
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第７８号
兵庫県加西市殿原町218番地
債務者　後藤やよい
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第３号
兵庫県加東市多井田283番地２
債務者　南部　義**隆**
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第３１６号
香川県高松市三谷町1170番地３　エレーナ松本Ａ棟101号室
債務者　南田　　等
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１８号
香川県高松市元山町436番地２
債務者　二宮　順子（旧姓高）
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係